

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)の認定事務取扱要領

### 1 認定基準

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を函館市内で行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

※ 指定業種については、中小企業庁のホームページ等でご確認ください。

※ 業種については、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の細分類によるものとし、営んでいる業種が指定業種に指定されている場合に申請することができます。

### 2 申請必要書類

- (1) 申請書2部(様式第5-ロー①~③のいずれか) ※押印不要
- (2) 売上高等確認書 ※押印不要
- (3) 下記の添付書類

法人の場合	① <u>売上高等および原油等の仕入価格が確認できる資料</u> (売上高等については試算表、売上台帳、法人事業概況説明書の月別内訳など。仕入価格については仕入帳、請求書の写しなど) ② 決算報告書の写し(直近1期分) ③ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 (3か月以内のもので、コピー可) ④ 委任状(金融機関の代理申請の場合)
個人の場合	① <u>売上高等および原油等の仕入価格が確認できる資料</u> (売上高等については試算表、売上台帳、青色申告決算書の月別内訳など。仕入価格については仕入帳、請求書の写しなど) ② 確定申告書の写し(直近1期分) ③ 委任状(金融機関の代理申請の場合)

※ 下線の「売上高等および原油等の仕入価格が確認できる資料」については、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、当面の間、原則不要としています。

### 3 留意事項

- ・本市への申請は、会社の本店登記または事業実態のある事業所が函館市内にあることが必要です。
- ・申請書および売上高等確認書に記載する減少率は、少数点第2位以下を切り捨てて記載してください。(例：23.456…%の場合は23.4%と記載)